

会 議 録

| | | | |
|-----|---------------------------|---------|---|
| 会議名 | 第1回豊田市公契約条例検討委員会 | | |
| 日 時 | 令和3年3月17日(水) 午後3時30分～午後5時 | | |
| 場 所 | 豊田市役所 南庁舎5階 51会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 委員長 | 曾我部 博之 (愛知工業大学 教授) |
| | | 委員 | 岡田 千絵 (弁護士) |
| | | | 早川 秀喜 (豊田商工会議所中小企業相談所会員支援グループ グループリーダー) |
| | | | 那須 伸和 (豊田商工会議所建設業部会 副部会長) |
| | | | 湊 裕 (連合愛知 豊田地域協議会 事務局長) |
| | | | 鬼頭 圭介 (愛知県労働者福祉協議会 豊田支部 事務局長) |
| 出席者 | 事務局 | 総務部 | 部長 藤本 聡 |
| | | 総務部 契約課 | 課長 加藤 純也 |
| | | | 副課長 出口 ひさと |
| | | | 担当長 三宅 寛貴 |
| | | | 山口 敏宏 |
| | | | 岸上 和美 |
| 傍聴人 | 5名 | | |

1 総務部長あいさつ

2 委員紹介

3 委員長選出

豊田市公契約条例検討委員会設置要綱第5条の規定に基づき、委員の互選により曾我部博之委員を委員長に選任した。

4 公契約条例検討委員会スケジュール

5 公契約条例の概念、公契約条例制定状況及び県内事例について

資料に基づいて事務局から説明し、質疑応答を行った。

| 質疑・意見 | 回 答 |
|--|---|
| 制定状況としては、全体の4割程度である賃金条項型は平成25～26年度に制定されているものが多いが何らかの時代背景を反映しているのか。 | 指摘のとおり傾向がみられ、特に関東圏での制定が多いようだが、その要因は不明である。 |
| 豊田市(事務局)としては、賃金条項型、理念型のどちらの方向で検討したいと考えているか。 | 事務局としては、理念型で検討を進めたいと考えている。 |

6 本市の取組、条例制定に至った経緯及び検討課題について
資料に基づいて事務局から説明し、質疑応答を行った

| 質疑・意見 | 回 答 |
|---|--|
| 賃金条項型の条例を制定した場合に、発注者側に発生するコストとは、具体的にはどのようなことか。 | 受注者側の事務量、それにかかる時間数を指して「コスト」としている。実際に賃金条項型の条例を制定した自治体にヒアリングを行ったところ、労働報酬下限額を算出し、審議会での意見調整を経てそれを決定する過程などに相当の事務量がかかっており、条例施行後に時間外勤務時間数がかなり増加したとこのことであった。 |
| 賃金条項型ではなく理念型で検討を進める理由は。 | 理由は大きく2点ある。 1点目は制度を運用すること及び遵守することに関して、発注者、受注者双方にかなりの負担が発生することである。これが入札参加への意欲を削ぎ、不調・不成立の遠因となる可能性もある。 2点目は、法令上の問題である。賃金条項型が制定され始めた当初から、勤労条件を条例で定めること、当該自治体の住民ではない従事者も規定の対象に含まれることが法令の規定に抵触するのではないかという指摘がある。これは、本市がこれまで条例ではなく基本方針により取組を進めてきた理由でもあり、その考え方は現在も変わっていない。 理念型条例であれば、法令違反を問われることなく、一定水準の労働環境を確保し、公正な公契約に資することができると考えている。 |
| 労働環境確認対象は工事では設計金額1億5千万円以上の工事の受注者と提案があったが、大型工事を受注できる規模の事業者ではなく、実効性を高めるためには中小事業者も対象にした方が良いのではないか。 | 御指摘のとおりだが、先行自治体のほとんどが議会の議決が必要な設計金額1億5千万円以上の工事を対象にしている。また、現実的には、対象とする設計金額の下限を引き下げた場合、対象案件数がかなり増加するため、発注者、受注者双方の負担増が顕著となり、入札への参加が敬遠されることが懸念される。 したがって、まずは工事では設計金額1億5千万円以上を対象としてスタートしたい。 |
| 条例制定後、現行の「豊田市公契約基本方針」は廃止するのか。また、廃止する場合に、労働環境確認対象とならない中小企業が不利になることはないか。 | 条例制定後、基本方針は廃止するが、これによって中小企業が不利になることはない。また、基本方針に基づく総合評価の推進についての取組は国からも方針が示されており、継続して実施していく。さらに、基本方針で掲げている「地域内経済循環を目的とした「市内企業優先策」の実施」については、条例にも継承し、柱の一つとする考えである。 |

| 質疑・意見 | 回 答 |
|--|--|
| 1億5千万円以上の工事の発注件数はどの程度か。 | 令和2年度の発注は15件。年度によって変動はあり、令和2年度は例年に比べると少なかった。 |
| (意見)全ての工事を対象にするのは発注者、受注者とも対応が困難だと思われる。まずは1億5千万円以上で線を引いて、しっかり取り組んで行くことが大事だと考える。 | |
| 豊橋、岡崎だけでなく、尾張東地区でも条例制定に向けた取組が進んでいると聞いているが、ヒアリング等を行っているか。 | まずは、同規模の自治体である中核市の状況を参考に検討を進めたいと考えており、現状ヒアリング等はない。 |
| (意見)労働者目線では近隣自治体で条件が異なることは理解しにくく、県下の自治体は同じような条件になることが望ましいと考えるため、近隣一般市の情報も収集して参考にしてほしい。 | |
| (意見)愛知県の条例制定時には、インターネットを利用して手続きできるようにするなど、労働者側の意見を反映して利便性を向上させているため、参考にしてほしい。 | |
| (意見)市外在住の労働者も一定数おり、設計金額1億5千万円以上の工事では特殊工事に対応できる市外の下請業者が入ることもある。県下同じ考え方で進めていただけると、事業者側は対応しやすい。 | |

7 その他

第2回豊田市公契約条例検討委員会は5月開催予定。